

「産業医に対する業務上判断の支援状況に関する調査研究」

主任研究者	産業保健相談員	小西 泰元
共同研究者	産保センター所長	和田 文明
	産業保健相談員	滝川 寛
	産業保健相談員	尾辻 典子
	住友電装(株)産業医	秋山 俊夫
	三重産業医会	木下 勝也

<はじめに>

平成 17 年度研究¹⁾として「産業保健に関するセカンド・オピニオンの活用に関する研究」について 7 例の事例検討を行ったが、労働者自身への健康管理措置に関して、自らセカンド・オピニオンを求めた事例は 1 例であった。7 症例で全て産業医は第三者医師に意見を求めている。

高度・専門化医療の中で、労働者の健康問題に、産業医が自分の専門外の分野、例えばメンタルヘルス等について意見を求められる機会が増加している。また労働安全衛生法の一部改正により労働者への面接指導が産業医の職務として法制化されるなど、事業者や労働者に対する産業医の意見(判断)の重要性が益々高くなってきた。

これらを踏まえ、産業医が業務上の判断を求められたとき、どのような内容の支援をどのような形で提供されるのが望ましいと考えているのかを産業医を対象にアンケート調査を実施した。

<方法>

当センターからの情報提供・調査研究等に使用する産業医名簿搭載を承諾した認定産業医 615 名を対象に郵送法によるアンケート調査を実施し、初回の回答者 226 名、督促による回答者 180 名の計 406 名から回答が得られた。回収率は 66%であった。これは県内認定産業医の約 55%に相当した。

<調査結果及び考察>

1) 産業医活動について

現在産業医として活動している者 406 名中 67.6%、以前産業医として活動していた者が 11.8%、産業医として活動したことがない者が 20.2%、不明 0.2%であった。

2) 産業医契約の内容について

産業医活動中の産業医契約内容は専属産業医 11.5% (嘱託産業医兼務 0.9%含む)、複数事業所嘱託産業医 52.9%、単独事業所嘱託産業医 36.5%、不明 0.6%で、半数以上が嘱託産業医で複数の事業所を兼ねている結果であった。

3) 事業所規模について

当該産業医の事業所規模の割合は 100 人未満が 36.2%、100 人から 500 人未満が 44.9%、500 人から 1000 人未満が 6.5%、1000 人から 3000 人未満が 6.2%、3000 人 2.8%、不明 11 名 3.4%であった。県内の全事業所数は平成 13 年事業所・企業統計調査²⁾による産業医の選任が必要な事業所は 2836 で、今回のアンケートに調査はそのうちの 11%の 312 社であった。

4) 産業医活動の中で困ったこと、判断に苦しんだことについて

当該産業 323 名のうち産業医活動のなかで困ったり、悩んだりしたことがあると答えた者は約半数の 48.3%であった。

5) その具体的な内容について

「ある」と答えた産業医には、その内容について複数回答で、健康相談、衛生教育、就業上の措置、その他についてアンケートを行った。その結果、健康相談が 26.1%、健康教育が 20.4%、就業上の措置が 70.1%、その他が 18.5%であった。具体的内容は健康相談に関するもの 14.0%、衛生教育に関するもの 10.8%、就業上の措置に関するもの 46.2%、その他 29.0%であった。産業医活動中に困ったり悩んだりしたことの内訳は、メンタル 35.3%、職場復帰 14.7%、環境問題 11.8%等が、上位をしめた。産業医は日常の活動の中でメンタル面に問題を持つ労働者の職場復帰若しくは職場適応に関して多くの困り

や悩みを抱えている。

- 6) 就業上の措置について事業主から意見を求められたことがあるかについて

「ある」が60.1%、「ない」が同39.6%であった。このうち専属産業医では70.3%が意見を求められたことがあると回答しているが、嘱託産業医では40.6%であった。この差については、事業者、管理者との接触の機会の有無が原因の一つと考えられる。

- 7) 従業員の就業上の措置についての悩み

「ある」が42.4%、「ない」が56.7%であった。専属産業医では62.2%、嘱託産業医では39.9%で専属産業医の方が約1.6倍多かった。

- 8) 従業員の就業上の措置について悩んだとき、相談相手がいるか

43.3%がいる、54.2%がいないであった。専属産業医と嘱託産業医では、それぞれ56.8%、41.6%で、専属産業医の方が相談相手を持つものが多い。これは、専属産業医の方が労働衛生管理体制が整っており、外部医療資源との間にネットワークを持っているものと思われる。

- 9) セカンド・オピニオンを得るための健康管理情報の請求について

当該従業員からの請求が「あり」は16.7%、「なし」は83.3%であった。専属産業医では、32.4%、嘱託産業医では14.7%が請求ありと回答している。

- 1 0) そのセカンド・オピニオンの内容について

従業員自身の就業上の配慮を求めるものが42.6%、自分自身の病気の治療等に関するものが98.1%、その他5.6%であった。具体的内容について、14件の回答の内訳は、35.7%がメンタルヘルスに関するものであった。

- 1 1) 上記の「従業員自身の健康管理上の措置に関して第三者に意見をもとめる」に相当する様なケースのセカンド・オピニオンについての制度の確立について

必要ありは70.9%、必要ないが9.0%、わからないが18.6%であった。

- 1 2) 産業医活動全般に関する意見について

406名中21.2%から有効回答が得られた。内容をメンタル疾患、メンタル疾患以外、職場復帰、就業配慮、長時間勤務、職場環境、その他の項目に分類すると、それぞれ37.2% (32件)、4.9% (4件)、25.6% (21件)、8.5% (7件)、12.2% (10件)、14.6% (12件)、26.8% (22件)であった。

はじめに述べたように平成17年度の調査研究として「産業保健におけるセカンド・オピニオンの活用に関する研究」で、産業保健において、健康障害発生リスクなどに基づく判断で就業上の制限などを含

めた健康管理に、労働者の理解を得るための手段としての「セカンド・オピニオン」を取り上げたが、自らセカンド・オピニオンを求めたものは少なく、すべて専属産業医自らが、第三者医師に意見を求めたものであった。今回の調査研究では、産業医が業務上の判断をする時にどのような支援、提供を求めているかを調査したものである。アンケートの回収率は66%で、同様の他の調査アンケート³⁾と比べても高回収率となったが、初回、督促によるところが大きい。

産業医活動において、困ったこと、判断に苦しんだことについて、「ある」と答えた産業医は48.3%とほぼ半数であるが、その具体的内容は、健康相談、健康教育等に比べ、圧倒的に就業上の措置に関するものが70%と多く、いずれも内容はメンタル疾患に関するものが主であった。特に就業上の措置に関して、復職時期、復職後の就業制限や、主治医と産業医の見解の相違、事業者の精神疾患に対する認識度の差違が問題となる。また最近の個人情報保護との関連において配慮を要する様々な問題点が考えられる。また、産業医が業務遂行上いろいろな悩んだときの相談相手が、全体の半数以上の54.2%がいないと答えている。セカンド・オピニオンについては、資料提供の請求があったとの回答は16.7%とまださほどは多くなかった。しかしその内容は自分自身の病気の治療に関するものがほとんどであった。またその具体的な内容は35.7%がメンタルヘルスに関するものであった。これらは社外医療資源、特に精神科医師と産業医の連携が強く求められていると考えられる。従業員が自分自身の健康管理措置に関して、担当産業医以外の専門家にその意見の妥当性や参考意見を求めるというセカンド・オピニオンの制度が必要とするとの回答は70.9%であったが、制度が解らないとの回答が18.6%もあり、セカンド・オピニオンの概念の普及も必要である。